

令和元年度「不登校に関する研修会」(第4回) 講義記録

- 1 日 時 令和元年10月21日(月) 10:15~12:00
- 2 会 場 県立嬉野台生涯教育センター
- 3 講 師 関西学院大学 丹羽 登 教授
- 4 テ ー マ 不登校予防を日常の子どもの特性から考える  
～特別なことでなく誰もが関係するという視点から～
- 5 内 容
- (1) 不登校の現状(平成30年度調査結果より)
    - ・ 小、中、高校学校における在学者数は減少しているが、学校の課題は減っていない。今までの考えだけでは対応できなくなっている。
    - ・ 小中学校の長期欠席者の約7割が不登校であり、そのうち約4割が長期化している。
    - ・ 近年、不登校数が急増している。「学校に無理に行かせなくなった」等、様々な要因が考えられるが、統計的なデータはない。
    - ・ 本人に係る不登校の要因として、「無気力」「不安」の割合が高い。「何か分からないけど、何となく行けない」場合が多い。
    - ・ 児童生徒に不登校の理由を聞いても分からない場合が多い。卒業後、不登校だった時の気持ちを聞いてみてほしい。
    - ・ 小中学校において、学校外の機関等で相談や指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、23,194人だった。判断は学校長に委ねられているが、弾力的に対応してほしい。出席扱いにすることは、「あなたを見ているよ」「あなたとかかわっているよ」という学校や教師からのメッセージとなり、児童生徒に安心感を与える。また、自宅におけるIT等を活用した学習活動等、自分で勉強したのも認めるような弾力的な動きもでてきている。
  - (2) 特別支援教育の視点
    - ・ 生徒指導提要(H22)に掲載してあるよう、不登校対策には特別支援教育の視点を取り入れ、個々の児童生徒が抱えている特性を把握して対応することが大切である。
    - ・ 二次的障害として「うつ病」や「統合失調症」になる場合もあるため注意が必要である。
  - (3) 学校教育法等における障害種
    - ・ 特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の5つの障害種がある。自閉症・情緒障害者は対象外である。
    - ・ 特別支援学級は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害、の7つの障害種がある。課題として、自閉症・情緒障害者の中学卒業後の進路があげられる。
    - ・ 通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の9つの障害種があり、他校通級、自校通級、巡回指導の指導形態がある。
    - ・ これらの学びの場では特別な教育課程が編成できるが、同様に不登校児童生徒についても、実態に応じて特別の教育課程を編成することができる。その際、「個別の指導計画」を作成する必要があるため、特別支援教育で作成しているものを参考にする。または文部科学省から、不登校の子ども、日本語指導が必要な子ども、特別支援教育の対象となる子どもについて共通した「個別の指導計画」が示されているので、それを参考にするなどして、子どもの実情に即した指導を行う

てほしい。

(4) 教育関係者間の連携

- ・ 校内の教職員間、他の特別支援学校、小中学校等、教育センター等との連携が大切である。
- ・ SSW 等福祉関係との連携は、家庭を支える意味でも重要である。

(5) 医療機関との連携

- ・ 静岡県浜松市では、自治体、教育機関、医療機関が連携し、発達障害や精神疾患のある子どもを支援している。
- ・ ひょうごこころの医療センターでは、児童、思春期の精神疾患患者に対応する入院専門治療施設として、平成 25 年に児童思春期センター「ひかりの森」を開設した。

(6) 児童・思春期の精神疾患等

- ・ 思春期のうつ病の前兆として、睡眠、表情、口数の変化や、けが、ミスが増加などがあげられる。
- ・ うつ病の症状として、例えばゲームも含めて好きだったことに興味を示さなくなったり、イライラして怒ることが多くなったりする。
- ・ うつ病の症状が表れている子に無理は禁物である。完全にうつ病になってしまうと復活が難しい。
- ・ 心の健康問題は多様化、深刻化してきており、医療を必要とするケースが多くなってきている。特に学校では、不登校やいじめ、虐待、自殺願望、自傷行為、リストカット、拒食症等の摂食障害、睡眠障害など、医療と連携・協力することが必要不可欠となっている。そのため、学校保健、生徒指導、教育相談、特別支援教育などの担当者が連携・協力することが必要であるが、それだけでなく、必要に応じて医療関係者、心理の専門家等の助言等を求めながら対応を考えていくことが重要である。
- ・ 近年アレルギー疾患の児童生徒が増加している。喘息に関しては、50 年前と比べ、小学校 15.8 倍、中学校 37.5 倍、高校 64.0 倍になっている。このようなアレルギー疾患だけでなく、様々なことに感覚過敏な子どもが多くなっており、HSC (Highly Sensitive Child) としての対応が求められることもある。

(7) 個に応じた指導

- ・ 「個に応じた指導」と「個別指導」とは別のことである。集団指導においても個に応じた指導は行われている。
- ・ 個に応じた指導を充実させるため、個々の子どもの学習の状況や得意なこと、困っていること、性格、可能性等を把握した上で、配慮事項や指導方法を検討することが必要である。
- ・ 「個別の指導計画」は、通常の学級や特別支援学級・学校などにいる教育上の特別な支援が必要な子を対象とし、実態把握に基づき作成する。年間や学期毎の計画など様々なものが考えられるが、合理的配慮の内容を踏まえて指導方法を改善する必要がある。
- ・ 「個別の教育支援計画」は、幼稚園（保育所等）や小中学校、高校、特別支援学校等にいる特別な支援を必要とする子を対象とし、幼稚園（保育所等）から学校卒業後までの長期的な視点で継続した支援を実施するために作成する。医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、保護者（本人）が参画することが重要である。
- ・ 社会的障壁の除去は、様々なサポートがあれば乗り越えられる。例えば、視力が弱い人が眼鏡を使うように、障害を改善するという考えではなく、その人に応じたツールを使って困っていることを支えてあげることが大切である。
- ・ UD の考えを踏まえた指導方法の工夫として、電子黒板のフォントや黒板のチョークの色等に配慮する必要がある。

- 集団の中でざわざわした声などを不快に感じ、集団活動に参加することが難しい場合、大きな集団での活動になれるようにするために最初から全ての時間に参加させるのではなく、少しの時間から参加させることから始め、徐々に時間を延ばしたり、イヤーマフ等で音を遮断して活動に参加させたりするなどの配慮が必要である。
- 合理的配慮とは、個別に必要とされる理にかなった変更や調整を意味する。